

事業者各位



令和8年度

熱中症予防管理者教育のご案内

一般社団法人西工業会
大阪西労働基準協会
事業者登録番号
T4700150023560
☎ 06-7652-8221

会員事業場の皆様におかれましては、日常の安全衛生活動の推進に日々ご尽力いただいていることと存じます。

さて、近年、熱中症による死亡災害は年間30人を超え、その原因の多くには『初期症状の放置と対応の遅れ』が見られることから、重篤化させないための適切な対策の実施が必要となり、令和7年4月15日に労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。その施行内容は、現場における対応として、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に罰則付きで義務化されました。

この度の熱中症予防管理者教育の教育科目は、令和7年2月28日に制定された、「令和7年 STOP ! 热中症 クールワークキャンペーン 実施要綱」において、『熱中症予防管理者等の業務遂行に必要な労働衛生教育』の内容、及び『労働者を高温多湿作業場所において作業に従事をさせる場合には、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育』で求められている内容も含まれていますので、是非この機会に受講されますよう、ご案内申しあげます。

記

1 日 程 (講習会場別)

堺労働基準協会 (研修室)			大阪西労働基準協会 (大正産業会館)		
第1回	4月20日 (月)		第2回	5月12日 (火)	
第3回	5月28日 (木)		第4回	6月18日 (木)	
第5回	6月30日 (火)		第6回	7月14日 (火)	

2 時 間 13時00分開講～17時00分終了

★受付開始は開講時刻の30分前からです。★開講時刻の5分前までに会場にお越しください。

★講習当日、発熱、咳などで体調が思わしくない場合は、速やかに当協会事務局にご連絡をいただき、無理せずに受講の見合わせをお願いいたします。

3 講習会場 堺労働基準協会 研修室 (旧大和産業ビル2階)

★所在地 堺市堺区安井町3-4-11 電話 072-233-5396

★南海高野線「堺東」駅から南へ徒歩12分

大阪西労働基準協会 大正産業会館

★所在地 大阪市大正区泉尾1-27-16 電話 06-7652-8221

★JR環状線及び地下鉄「大正」駅から南へ徒歩10分。

大阪シティバス「三軒家東四丁目」停留所からすぐ。

講習会場には、両会場とも駐車場がありませんので、電車・バス等をご利用ください。

- | | | |
|--------|---------------------------------------------|------|
| 4 教育科目 | 1) 热中症の症状 (職場における热中症の特徴、热中症が発生する仕組みと症状等) | 30分 |
| | 2) 热中症の予防方法 (暑さ指数、作業環境管理・作業管理・健康管理、労働衛生教育等) | 150分 |
| | 3) 緊急の救急処置 (緊急連絡網の作成及び周知、緊急時の救急措置) | 15分 |
| | 4) 热中症の事例 (热中症の災害事例) | 15分 |

5 受講料金

1名様 (税込、受講料とテキスト代)

会員事業場 8,360円 [10%対象 内消費税760円]

非会員事業場 10,560円 [10%対象 内消費税960円]

★欠席されても受講料は返戻できませんので、他の適任者と交替して受講されるようにしてください (交替される場合は、すぐに当協会へご連絡願います。ただし、申込み締切日以後の交替や取消はできません。)

6 定 員 堺労働基準協会 (研修室) は40名、大阪西労働基準協会 (大正産業会館) は60名

7 申込〆切 受講日の2週間前 (各回とも定員になり次第締め切れます。)

8 申込方法 「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、西工業会へメール (info@nis.or.jp)
またはFAX (06-6582-2645) で送付してください。9 受講料納入 (1) 受講料の納入は、大阪西労働基準協会事務局に持参頂くか、銀行振り込みでも結構です (関西みらい銀行堺江支店、普通口座 8504、口座名 大阪西労働基準協会)。
(2) 締め切り日以降の取り消し及び欠席者の払い込み受講料は、原則として返金できませんので、他の適任者と交替のうえ受講されることをお勧めします。

10 修了証交付 全科目受講された方には「熱中症予防管理者教育修了証」を交付します。

以上